市税に関する証明書の請求はコンビニで！

問 税務課 ☎（21）2261

税証明書について、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機（キオスク端末）において、3か年度分（※1）取得することができます。

取得可能な税証明書と発行手数料

証明書の名称	証明内容	窓口料金	コンビニ料金
所得証明書（※2）	「所得金額」が記載された証明書です。	300円	**200円**
住民税決定証明書	「所得金額」、「所得控除額」、「税額」、「扶養人数」、「税額控除の内訳」が記載された証明書です。	300円	**200円**
納税証明書（※2・※3）	市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税の納税額	300円	**200円**
課税（非課税）証明書	「所得金額」、「税額」等が記載された証明書です。 ※非課税の場合には税額欄に「0円」と記入されます。	300円	**200円**

※1　令和７年５月２０日時点の発行可能年度は、「令和６年度（令和５年中の収入）」「令和５年度（令和４年中の収入）」「令和４年度（令和３年中の収入）」となります。発行年度の切替えは毎年６月中旬ごろ行う予定です。（納税証明のみ８月中旬予定）
※2　「児童手当用所得証明書」、「車検用納税証明書」の取得はできません。窓口での発行となります。
※3　納税証明書は、納付いただいてから証明書に反映されるまでに、２週間から１か月程度かかる場合があります。納付日を含む数日間については、納付情報が反映されないため、税額が未納として発行されます。納付後すぐに納付済金額の納税証明書が必要な場合は、領収証書をお持ちのうえ、市役所または総合支所の窓口で請求してください。

利用できるコンビニ等

セブンイレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマート、イオンのマルチコピー機（キオスク端末）

証明書交付可能時間

6時30分～23時（メンテナンス時を除く）

◎取得にはマイナンバーカードが必要となります。
◎取得年度の１月１日に栃木市に住所があり、かつ請求日時点で栃木市に住所がある方のみ発行可能となります。
例：令和６年度の証明書を請求する場合、令和6年１月１日に栃木市に住所がある必要があります。
◎取得した証明書について返金、差し替えはできません。 画面をよくご確認のうえ操作してください。
また提出先に求められている証明内容をよくご確認のうえ、取得を判断してください。

高齢者の補聴器購入費の助成がはじまりました

日時　令和7年4月から

対象　以下の全ての条件を満たしている方
①市内にお住いの65歳以上の高齢者のみの世帯の方
②住民税非課税世帯の方
③両耳の聴力レベルがそれぞれ40デシベル以上の方（身体障害者手帳交付の対象となる方を除く）
④補聴器の必要性を認めると医師が判断する方
⑤この事業の助成を受けたことがない方

助成額　購入費のうち上限5万円
専門業者（認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する店舗）で購入したものに限ります。
専門業者は、高齢介護課までお問い合わせください。
修理代、文書料、診察料（受診料）は自己負担になります。

申請　補聴器の購入前に高齢介護課または各総合支所地域づくり推進課窓口までお問い合わせください。

問 高齢介護課 ☎（21）2249

相続・遺言・登記・会社設立 等
佐山司法書士事務所
親身になって相談に応じます
司法書士 土地家屋調査士 行政書士 **佐山　隆**
司法書士 行政書士 **佐山 健太郎**
栃木市旭町19番16号　栃木市文化会館斜め前
TEL0282(24)2555（平日）8:30～18:30
（土・日・祝）　事前予約にて承ります

住宅リフォーム事業者団体 国土交通大臣登録
JPCA 一般社団法人 日本塗装工業会
当社は国土交通大臣登録団体の構成員です
オオアク建装工業株式会社
☎0282-22-5981
屋根・外壁塗装
リフォーム請負工事
完全自社施工
1級技能士が施工します
見積無料

SNSに関連する消費生活相談が急増中！

若者だけでなく、幅広い年代で、LINEやインスタグラムなどのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)をきっかけとした消費者トラブルが増加しています。内容は、「SNSでの広告がきっかけとなるケース」、「SNSでの勧誘がきっかけとなるケース」、「SNSで知り合った相手との個人間取引のケース」がみられます。

事例1　大手デパートの閉店セールというSNS広告を見て、サイトに載っていたブランドのバックを注文したが、それは偽の通販サイトだった。

事例2　『定型文を送信するだけで月100万円稼げる』というＳＮＳの広告を見て、副業サイトにアクセスした。より稼ぐために情報商材を勧誘され30万円で購入したが、約束されたサポートは受けられず稼げない。

事例3　SNSで知り合った人から、海外のFX取引を勧められ合計100万円以上支払ったが、連絡が取れなくなった。騙されたようだ。

トラブルにあわないために

・「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するネット広告やSNSの情報をうのみにしないようにしましょう。もし友人や知人から誘われても、少しでも不審に思ったらきっぱり断りましょう。
・個人情報を書き込んだり、身分証明書を送付するのは危険です。求められても送ってはいけません。
・トラブルがあった場合は、消費生活センターに相談しましょう。

相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所	問合先
弁護士相談（要予約） （弁護士が法的な見解等を助言） ※予約開始 7月分：6/2（月）～ 8月分：7/1（火）～ （各日8時30分より受付） ※同じ案件での相談は2回まで （異なる会場で相談しても同様）	6月13日（金）、27日（金） 7月11日（金）、25日（金）10時～12時	本庁舎 2階 市民相談室	市民生活課 ☎（21）2122
	7月17日（木）10時～12時	大平隣保館 ☎（43）6611 0120 0120-46-7830	
	7月22日（火）10時～12時	藤岡総合支所 別館2階 会議室	市民生活課 ☎（21）2122
	6月17日（火）10時～12時	都賀総合支所 2階 小会議室	
	7月22日（火）10時～12時	西方総合支所 1階 会議室	
	6月19日（木）10時～12時	岩舟総合支所会議室棟1階第1会議室	
法律相談（要予約） ※主催　栃木市社会福祉協議会	6月3日（火）、17日（火）9時～12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館	栃木市社会福祉協議会大平支所 ☎（43）0294
宅地建物相談(売買や賃貸借、所有と管理) **予約開始: 6/2(月)8時30分～**	6月20日（金）10時～12時	本庁舎 2階 市民相談室	市民生活課 ☎（21）2122
司法書士相談(相続・遺言、不動産登記、成年後見制度等)**予約開始:6/2(月)8時30分～**	6月18日（水）10時～12時		
行政書士相談(相続・遺言、農地転用、開発行為等の手続き)**予約開始:6/2(月)8時30分～**	6月20日（金）14時～16時		
消費生活相談（要予約） （商品やサービスなど消費生活全般）	月～木曜日9時～12時、13時～15時	本庁舎 2階 消費生活センター☎（23）8899 FAX（23）8820	
合同相談(要予約※相談日の1週間前まで) ・行政相談（国の行政機関等の業務に対する苦情・意見・要望等） ・人権擁護委員相談	6月10日（火）10時～12時 ※ご都合がつかない場合や各総合支所での相談をご希望される場合、お気軽にお問合せください	本庁舎 2階 市民相談室	市民生活課 ☎（21）2122
市民相談（日常生活の問題など）	月～金曜日9時～17時	本庁舎 2階 市民相談室	市民生活課 ☎（21）2122
人権相談	月～金曜日8時30分～17時15分	大平隣保館☎(43)6611 0120-46-7830、厚生センター☎(24)2444、人権・男女共同参画課☎（21）2161	
配偶者等からの暴力（DV）相談	月～金曜日9時～16時	配偶者暴力相談支援センター☎（21）2218	
いじめ相談電話	月～金曜日9時～17時 ※土日祝日・時間外は事前に予約が必要	本庁舎青少年育成センター☎（24)0667 ✉ gakusyu03@city.tochigi.lg.jp	
青少年相談（非行問題・不登校など）		本庁舎青少年育成センター☎（23)6566 ✉ gakusyu03@city.tochigi.lg.jp	
家庭児童相談（0～17歳の子どもとその家族、ヤングケアラー等）	月～金曜日8時30分～17時15分	こども家庭センター☎（25）5149	
児童虐待相談	月～金曜日8時30分～17時15分	こども家庭センター☎（25）5149 ※左記以外の時間は☎189	
女性・ひとり親家庭相談	月～金曜日8時30分～17時15分	こども家庭センター☎（25）8033	
障がい児者相談（福祉サービスの利用・障がいを理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止）	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係 ☎（21）2219 FAX（21）2682	
ひきこもり相談（要予約） ※事前にお話を伺います。	第4水曜日（次回6月25日） 10時～12時、13時～15時		
就労支援相談（要予約） （40歳未満の就労相談）	第1・3月曜日13時～21時 第1・3土曜日17時～21時（祝日除く）	栃木勤労青少年ホーム☎（22）3113	
	第2・4月曜日13時～21時 第1・3土曜日13時～16時（祝日除く）	大平勤労青少年ホーム☎（43）5191	
高齢者相談(介護や福祉、生活全般、虐待)	月～金曜日8時30分～17時15分	本庁舎 栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21) 2245・2246	
もの忘れ相談 （認知症の専門員による相談）	第2金曜日 6月13日（金）10時～11時30分	本庁舎 1階 市民スペース 栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21)2171・2246	